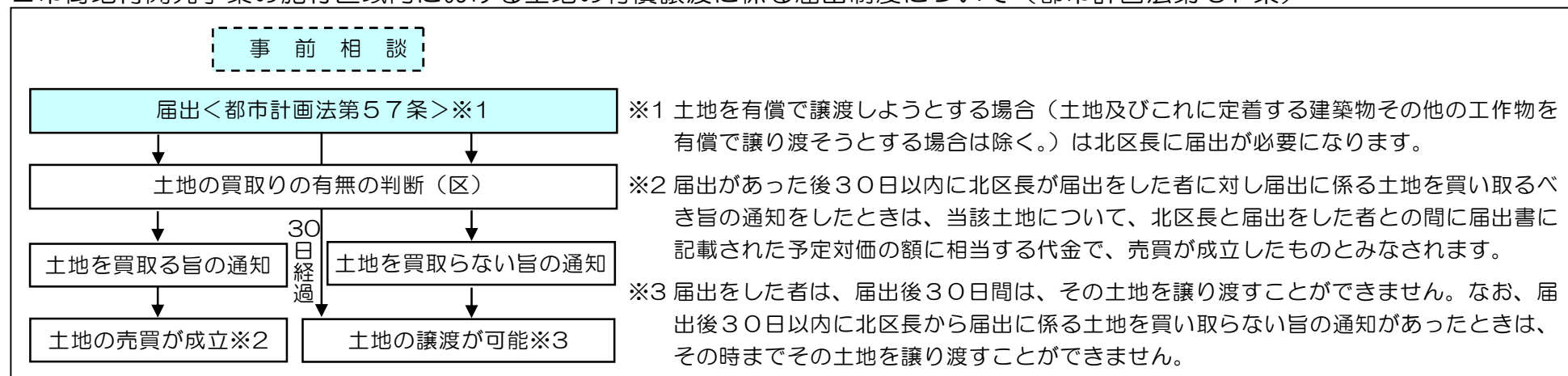


第一種市街地再開発事業（赤羽一丁目第一地区）の都市計画決定

建物の不燃化、共同化を行い、にぎわいの拠点における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業の都市計画を決定しました。

今後は、当該市街地再開発事業の施行区域内で建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第53条に基づき、北区長の許可が必要になります。また、令和2年8月28日以降に当該市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡しようとする場合（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。）は、北区長に届出が必要になります。

■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出制度について（都市計画法第57条）



お問い合わせ先及び許可・届出の窓口

○市街地再開発事業の施行区域内における建築行為の許可申請の受付（都市計画法第53条）

- ・北区まちづくり部都市計画課（第一庁舎3階13番）電話（3908）9152

○市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出の受付（都市計画法第57条）

- ・北区まちづくり部まちづくり推進課（第一庁舎7階5番）電話（3908）9154

赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業の都市計画の決定内容<告示>令和2年8月17日〔北区決定〕

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称		赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業			
施行区域面積		約 0.5ha			
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		区画街路	補助線街路第 89 号線	別に都市計画に定めるとおり	既設
			北区画街路第 6 号線		既設
			区画街路 1 号線	幅員 3.0〔6.0m〕、延長約 38m	既設
			区画街路 2 号線	幅員 3.0〔6.0m〕、延長約 46m	既設
建築物の整備	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備 考
	約 1,700 m ²	約 32,000 m ² (約 23,100 m ²)	住宅、商業、駐車場	GL+115m	
建築敷地の整備	建築敷地面積	整 備 計 画			
	約 2,900 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に広場状空地を整備し、地域コミュニティや交流・賑わいのある空間の創出に寄与する。 道路に沿った壁面後退部分に歩道状空地を整備し、歩行者の利便性・安全性の向上を図る。 			
参 考		地区計画区域内にあり。高度利用地区（赤羽一丁目第一地区）区域内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の限度は、計画図表示のとおり」

(理由) 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、地域のまちづくりを推進するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業 計画図1 施行区域図 [北区決定]

[参考]

<告示>令和2年8月17日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30都市基交著第214号、平成31年1月7日、(承認番号) 30都市基街都第242号、平成31年1月10日、(承認番号) MMT利許第27020号、平成27年5月18日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業 計画図 2

公共施設の配置及び

街区の配置図 [北区決定]

[参考]

<告示>令和2年8月17日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30都市基交著第214号、平成31年1月7日、(承認番号) 30都市基街都第242号、平成31年1月10日、(承認番号) MMT利許第27020号、平成27年5月18日

東京都市計画第一種市街地再開発事業

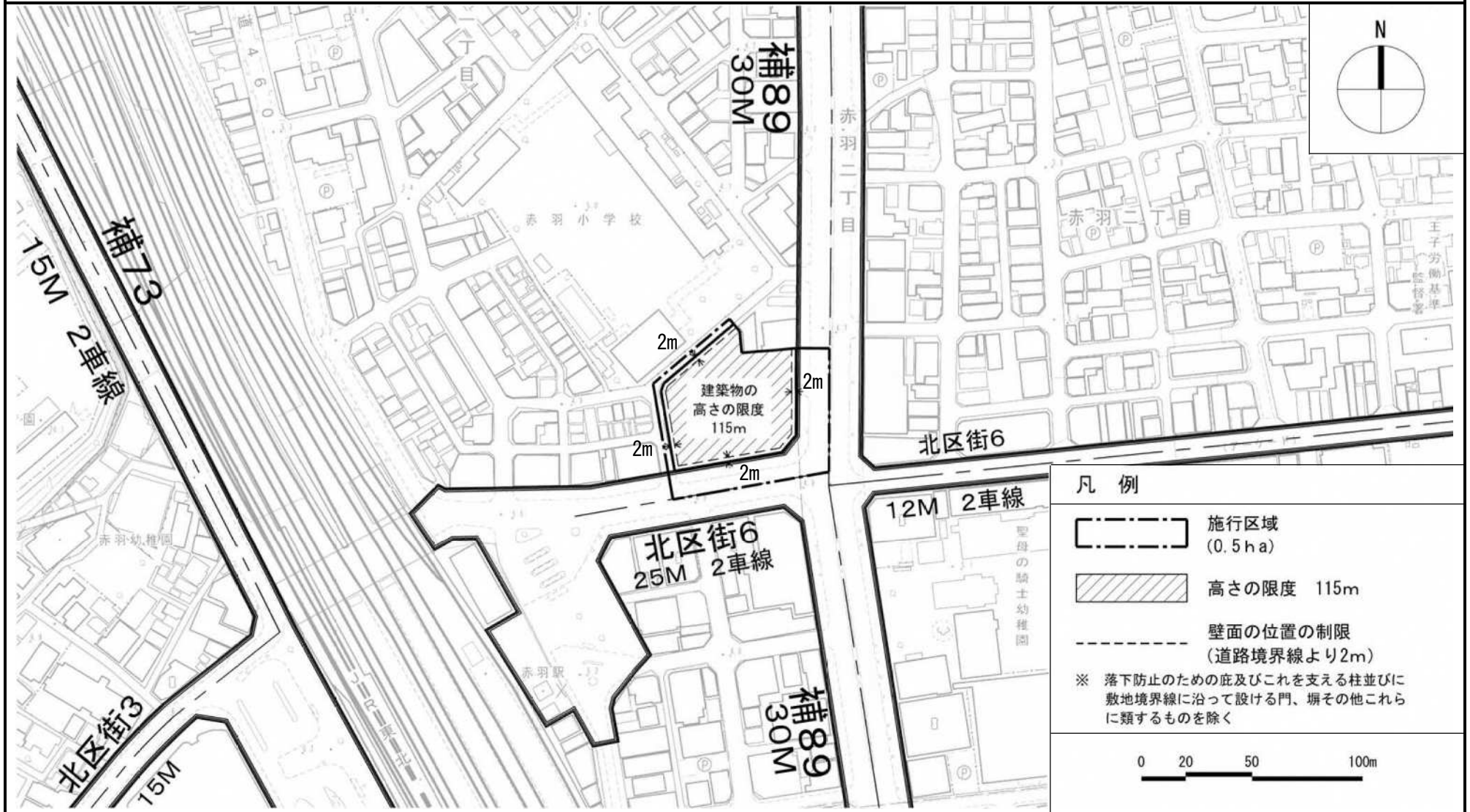
建築物の高さの限度及び

〔参考〕

赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

壁面の位置の制限〔北区決定〕

<告示>令和2年8月17日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。

(承認番号) 30都市基交著第214号、平成31年1月7日、(承認番号) 30都市基街都第242号、平成31年1月10日、(承認番号) MMT利許第27020号、平成27年5月18日